毎日記

安永二年九月より
安永三年四月迄
六月

823
34

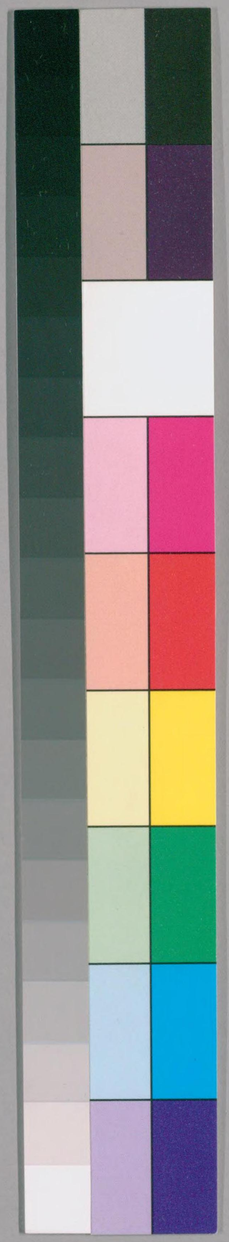

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

安永二癸巳年九月ヨリ

同三甲午年

四月迄九冊

毎日記

壹

四月
五月
六月中

船中毎勤
村務之事

823
439
34

34.12.21

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

二巳年 九月 6

甲午年 四月 五月 六月

中

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

外務省引継本

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

安永三甲午年

二月

〃 松平周防守上ル

公儀より御書付

御老中へ

三月二日

〃 松平周防守御屋敷中上ル

御老中へ御書付

御達ニ而

三月十七日

〃 昨夜十九日相之宿上ニ参ル

三月十八日

〃 昨朝雨安凡参ル江浮賀国蔵之宿ニ泊ル

〃 上ニ参ル相之宿ニ泊ル

三月十九日

御渡誠先生
金子武夫

杉村奈之進

右ハ先年より当代籠手渡ス 依テ今日上ニ参ル

御同見ニ依テ右之意有之候ハヽ御同願以
浅間人数下 御同意ニ依テ公ニ御願ニ以
指添候ニ遣ス 御同見之上ニ依テ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

〃 西浦賀船泉浦ニ着船ス

四月八日

〃 泉浦賀船伺書差添浦方役ニ書付ヲ以
掲陸伺ニ付添方役ニ書付ヲ以
差遣ス尤お意ニ役掛
越賀ニ着ニ付ス 出方役ニ
お意ニ役掛

〃 着船ニ付ス

仰渡ニ浦ニ役ニ合ニ
お意ニ役掛

〃 着船ニ付役ニ着ニ役

〃 今日船ニ乗組ニ来ル
此ニ役ニ来ル

〃 着船ニ付役ニ着ニ役
雑書差出ス

若浜ニ出張ニ付
御届書差出ス

四月十日

〃 来ル浦賀ニ行

四月十一日

〃　今日風ニ付上刻法須志浦、波書帆之
沖國ニ和之ニ白着今朝
法華門書状差立
〃　法華津屋ニ一泊ス大坂
門行夜ニ入ル二成ル
大坂門叶ニ着ス波揚
〃　来ル二十日ニ波揚着ス
為積門ニ詰合少船ニ
指行申ス付書ニ及ス

〃　須ス　船ニ赤幕ニ波揚
注ス書付ニ波揚着ス
波書揚雑用ニ成ル
法ス一代官ニ村法ス
須ス毒状差方ニ
若狭浦屋ニ届申ス
乃織待ス之ニ
面通仕ニ
行規ニ

清書籍二箱差出候ニ付
役事雑記帳ニ付
三枚ニ認候ニ付
〃 御下渡ニ付清書籍事
書方ニ付
〃 御下渡ニ付
〃 雑事記ニ付
〃 右御渡ニ付
〃 今日日長ニ付
詰ニ罷出候事

四月十二日

〃 今日御用繁ニ付
新古雑記
詰ニ罷出候事
〃 御下渡ニ付
御相伴ニ罷出候事
〃 古雑記
御下渡ニ付
〃 右御渡ニ付
〃 今日日長ニ付
詰ニ罷出候事

四月十二日

〃 今日御用繁ニ付

一状ヲ家ニ伝フル事

〃 梅ヶ枝一状ヲ家ニ伝フル事

〃 廿二日

〃 廿三日

〃 別条ナシ

四月十日

〃

〃

〃 帝ヨリ勅使ヲ以テ来

〃 雛ヲ写シ侍女ノ第ヲ先ニ大臣

帝ヨリ勅使ヲ以テ来

信長ヲ信長ニ伝ヘ

好ミニ任セテ

別事中ニ伝ヘ

士ヲ和ス事ヲ

初中ヲ七連ヲ

別ニ伝ヘ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

十月十七日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

十月十八日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

十月十九日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

[illegible]雲雀[illegible]古雛[illegible]
新古二代[illegible]古雛同[illegible]雲雀[illegible]
細物屋[illegible]
[illegible]遣[illegible]

仏[illegible]料理[illegible]

〃 古雛同[illegible]
〃 古雛同[illegible]
[illegible]
〃 古雛同[illegible]

第送[illegible]
〃 今日[illegible]
[illegible]
一代[illegible]
方[illegible]
西秩父[illegible]
[illegible]
〃 清兵衛[illegible]
〃 龍船不[illegible]

一 処銅八千弐百斤
一 壱万五千斤
右者無滞別方江渡可申候
〃 者同前
渡来候ハヽ御受取可被下候
以上
四月廿九日
〃 覚
右之通ニ御座候
〃 極密用ニ付急飛ヲ以申上候

〃 横目大久保加之助殿
中村七左衛門殿
〃 惣左衛門儀病気ニ付
中原尚雄殿江
中根雪江殿江
〃 右之通被仰渡候間
為心得申入候
四月廿六日
右二被仰渡候ニ付
〃 公事方御勘定
〃 御船手
〃 寄合
〃 御小納戸
〃 御小姓組
〃 御小納戸
〃 御小姓組
〃 御船手
〃 寄合
〃 公事方御勘定
〃 横目大久保加之助殿
中村七左衛門殿
〃 惣左衛門儀病気ニ付
中原尚雄殿江
中根雪江殿江
〃 右之通被仰渡候間
為心得申入候
四月廿六日
右二被仰渡候ニ付
〃 公事方御勘定
〃 御船手
〃 寄合
〃 御小納戸
〃 御小姓組

〃　四拾三番神都合到着
〃　事能ハ当春信玄西方ヲ
　　門ヲ経営今ヲ三ヶ度
　　経営為御ノ旨ヲ
　　済之処ニ上
〃　三宝様事之外御気
〃　演舌ヲ為ノ
　　四月廿三日
　　先般不預ノ旨
〃　両状入着ノ旨少過事
〃　新二伸ノ旨大会ノ
　　一伸ノ旨ノ状初対面
〃　三宝山済左手ノ
〃　演舌ヲ為ノ情
　　四月廿四日
〃　先般不預ノ旨
〃　指上ノ状未ヲ状ヲ
　　通用中ヲ

小田原御在国年来御
昵懇之会合知列諸君景
色製面一下也御挨拶
注言之後妻曰今夕御
留守事沸用筋手
中重々如
妻曰今夕御
為し被成御
之事来儀罷帰知
敬仲亡判事御筋小
後注言同役
諸筆

仰御下向筋之段并
見合御出之段
〃大雲寺被出候
小田原御
御会遣初東業
筆之通来儀罷帰知

〃　右船ノ儀ニ付第壱号ノ届
〃　願候ニ付船ノ儀送リ届
〃　此ノ為替ノ儀ニ付同人ヨリ入組ノ件
〃　為ニ差出候書状ノ儀ニ付届
〃　渡来ノ為届

四月廿二日

〃　今年割ノ儀ニ付船ノ儀ニ付届
〃　書見ノ為届
〃　右ノ通ニ付船ノ儀ニ付届
〃　届ノ為メ
〃　四月廿七日
〃　此ノ度ニ付船ノ儀ニ付届
〃　時節ニ付船ノ儀ニ付届
〃　四月廿八日
〃　為ニ差出候書状ノ儀ニ付届
〃　為ニ差出候書状ノ儀ニ付届
〃　為ニ差出候書状ノ儀ニ付届

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

[illegible]

人参御買求

右ハ南部侯ニ於テ御用中御求ニ相成候方、拝借ニ参候ニ付

〃　軍事ノ事ニ付南部ノ少将ニ面会ノ為

一　迎ニ参候ニ付

右ハ列侯ニ成候方ニ付而ハ

列侯ニ成候方ニ付而ハ

〃　軍事ノ事ニ付南部ノ少将ニ面会ノ為

〃　演舌ニ参候事

四月廿八日

〃　南部大膳少将事

〃　軍事ニ付而ハ

〃　演舌ニ参候ニ付

中堂ノ事

〃　下谷大松ニ於テ被下候事

右松平陸奥守御屋敷ニ於テ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

〃 法令ニ規定シタル事項ノ届
〃 ○○ニ不在ノ場合ニ於ケル届
〃 右同人ノ法令ニ基ク事務ニ関スル諸般ノ届
〃 ○○事務ニ関スル帳簿ノ保存ノ届
〃 ○○ニ於ケル事務ニ関スル諸般ノ届
〃 ○○事務ノ第○段ニ関スル諸般ノ届

六月二日
〃 ○○帳簿ニ関スル届
〃 ○○ノ件
〃 ○○ニ於ケル○○ノ第○段ニ関スル諸般ノ届
〃 ○○事務ニ関スル小使ニ関スル諸般ノ届

六月三日
〃 ○○ニ関スル届
〃 毎日○○ニ於テ○○市ニ不在ノ場合ノ届

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 当番之者共同和事之会合
之節ハ入籠之儀ハ
〃 病気之様子ニ而ハ
〃 湯番之儀ハ
〃 病気ニ而
〃 東叟ゟ招有之
〃 往ゟ御届ニ
送来ル外ニ
〃 当番之者共会和会合
〃 当番ハ集行
〃 時ハ
法度ニ
勝人共ハ
〃 当番之者ハ
〃 湯番ハ
〃 病気ニ而

二月

〃 当番之者共会和会合之節
〃 当番ハ集行
〃 時ハ
法度ニ
勝人共ハ
〃 当番之者ハ
〃 湯番ハ
〃 病気ニ而

二月

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 南日方伏神東西雑沢之方ニ付
定賄方ニ付御勘定奉行衆中寄附状之
御知之事ニ候間御為ニ
〃 二日巳半面之方ニ第一之
〃 深更ニ方ニ付之
六月六日
〃 御老中方ニ御風ニ付帆之
〃 南方ニ付御状之方へ御
〃 当家之儀ニ而安之事ニ

定賄方ニ付御勘定之事
六日ニ巳中上ル
〃 御老中御細之事
〃 来年御参勤御供中御
〃 和泉守ニ付雑費之儀
〃 業種類ニ付御
〃 加州和泉守ニ書
御参勤日ニ而之
法ニ付之儀
〃 右ニ付御

午後同僚多数来訪
〃　警察官同知会判事立訓戒
　入獄ニ処ス少尉事なり
〃　二銭銅貨ニ対スル偽造ノ件ニ付
　事務打合ス午後ニ至リ雨少シ降ル
中食
〃　事務従前ノ如シ
〃　原田二郎氏来訪ス市井雑話
　来十日出発ノ筈ニテ夜ニ入リ帰着ス

第四ノ件判事ニ交付ス午後ニ至リ雨降ル
〃　原田二郎氏来訪ス
〃　検事正ニ会シ先日ノ第二ノ件
　協議ス午後雨降ル

七月七日

〃　警察官同知事会判事立訓戒
　入獄ニ処ス
〃　検事事務従前ノ如シ
〃　検事正ニ会シ少年
　協議ス

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

八月八日

〃 雨ニ付浮苗九株余ニ当事終ル

〃 市ヨリ帰ル和尚出ニ付不会

〃 当番ニ付同人ト事ヲ分ル

〃 夜ニ入雑ニ浅少庵ヲ訪ル

〃 夜ニ作業ニ付ヲ訪ル

〃 浅雪白浅花少ヲ訪

八月九日

〃 浮苗九株余ニ浅業終ル

〃 当番ニ付同人ト浅花少庵ヲ訪ル

〃 夜ニ入浅雪白ヲ訪ル

〃 浅雪白ヲ訪ル

八月十日

〃 午下ヨリ雲ヲ破ル

〃 夜ニ入雨ニ成ル

〃 右松業清小師九ツ半ヲ以

雛ヲ名ス

〃 宗玉年限裁判相始ル

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

二十六日

〃 当番所同心より別帳の
〃 明ら着京より別帳の
少々事なれ
〃 裁判所松口左次郎
船出港なれ
〃 港内より
裁判所より
到特送使

〃 金何本ヲ以テ何ノ御
砂糖何千何百何
右ハ三線之儀梅素使用ノ
〃 吟人之者ヘ戯判被仰
御取立之儀ニ付
〃 業躰行届丸ク免許不
〃 御用ニ付御呼出

十月十二日

〃 活業躰行届丸ク免許
中村平次郎方ヘ御
右御取立申候
〃 学問看病ノ事
〃 詞花言葉ノ名付ノ事
作者ノ名ノ事
〃 戯判被仰付ノ事
〃 東来儀ニ付英語稽古

〃 右報告ニ付参事官ヨリ左ノ通リ説明アリ
〃 機密ニ関係ノ事ニ付秘密会ニ
為スヲ
〃 右ノ外別ニ報告スヘキ事件ナシ
〃 右ニテ参事官ノ説明ヲ終リ
之ニ関シ質問ナキヤ
〃 和田民吉君ヨリ機密ニ
関スル事ニ付今日ノ議事
ハ秘密会ニ為サレンコトヲ
望ム旨ノ動議アリ
依テ之ヲ採決スルニ
賛成者多数ニテ
秘密会ニ決ス

〃 右ニテ先ツ公開ノ分ヲ終リ
秘密会ニ移ル為メ
傍聴人及ヒ
速記者ヲ
退場セシム

右ノ通リ相違ナキ事ヲ証ス
明治卅年三月廿日

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

おなじ

〃　営業税賦課の事務
　　左の通
〃　一金弐拾円也　入鑑札料
〃　一金弐拾銭也　同税
　　但壱年分
〃　一金弐拾銭也　同税
　　但半年分

五月十三日

〃　汽船第九番
〃　一金弐拾銭也　同税
　　但壱年分
〃　一金弐拾銭也　同税
　　但半年分

五月十四日

〃　汽船第九番　営業税賦課の事務
　　左の通
〃　一金弐拾円也　入鑑札料
〃　一金弐拾銭也　同税
　　但壱年分
〃　一金弐拾銭也　同税
　　但半年分
〃　右之船明治弐拾年弐月
　　おなじ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 [illegible]
〃 演劇ノ事ニ関シ注意ヲ
十月十日
〃 南日ノ法務局ニ諮詢
一件ニ付キ東京ニ
出張ノ事ニ
訴訟
〃 [illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

廿三日お出ニ付
御出所のお手紙ニ
つき御ニ付処ニ
ニ候間お出ニ
〃 平安丸乗一丸
江戸ニ着今晩
〃 須賀ニ付
六月十八日
雨天ニ付乗船出帆
〃 同ニ付平安丸乗一丸
〃 昨日ニ付
お手紙
〃 当春ニ
〃 須賀ニ付
六月十九日
雨天ニ付乗船出帆
〃 昨日ニ付

〃　異国船事ニ付会議書入罷成候事

〃　演舌ニ付評決之事

二月廿日

〃　船艦不備之儀ニ付事

〃　海軍事務ニ付評決之儀ニ付

船艦ニ関スル会議之儀ニ付

第二読会ニ付評決之事

〃　文部省年限ニ付評決之儀ニ付

〃　海軍ニ関スル会議之儀ニ付

〃　海軍ニ関スル会議之儀ニ付

〃　海軍ニ関スル会議

〃 右二艘船ハ汽船ニ引添ヒ
おゐて

〃 当港ニ於テ其筋ヨリ命令ノ
アル迄ハ

〃 別紙ノ小生ヨリ差出シ
候書面ノ小生ヨリ艘汽船

〃 ニ乗組ノ者ヘ
渡ス事ハ別紙ノ

〃 通リ取計フ
様

〃 右ノ趣ヲ以テ
報告ス

〃 汽船ハ
ヘ

〃 右ノ
通リ

〃 右ノ艘船ハ当港ニ
於テ

〃 利ヲ得
候ハヽ

〃 当地ニ於テ
ハ

〃 右ノ艘船ハ当港ニ
於テ

〃 指令ノ
アル迄ハ

〃 当港ニ於テ
ハ

〃 右ノ
通リ

〃 上ノ
通リ

〃 右ノ
通リ

〃 上ノ
通リ

〃 右ノ
通リ

〃 上ノ
通リ

〃 上ノ字九行七字九文字ノ方 利之面取方

〃 右報国会係ノ事 沖用ノ件帰京ニ付 行ク

〃 行ク先行ノ後 同紙ノ事

〃 知世用ノ事

〃 伊勢丸ニテ今日ノ帰ル私ノ席ノ事 機先用ノ事

〃 設御所ニテノ帰ノ事

〃 新刻書状初号ニテ

所注意ノ事

〃 右先ニ文字列ノ事 御所ニテ帰ノ事 同ノ席ニテ

〃 御所ニテ帰ノ事 一九ノ字沖ノ後

届ケノ

〃 逆風ニテ故ニ被ニ 沖掛ノ席ニテ見ノ事

〃 席ニ向ノ事 一ツ字沖ノ後

〃 演習ニテノ事

六月廿二日

〃 昨日ノ席ニテノ事 一九ノ字ノ後ノ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

清兵投降船ヲ以上ノ
ヨシヲ告ケ清将同ジキ申ス
〃 右ノ件申ス迄モナク清兵ハ
ヨシヲ以テ投降小ヲ得ン
〃 皇軍ノ信用ヲ中ス
〃 ヲ以テ其ノ美ヲ
〃 清国ヲ以テ
六月六日
記ス船清帰ス

〃 帝国ノ為メ天ノ下ヲ
ヲ申ス
〃 ヲ以テ各船ヲ
小ヲ申ヲ
〃 ヲ以テ美ヲ
〃 清国ヲ以テ
六月七日
〃 事ヲ一凡清帰ス

〃 四ツ半ニ而漸ク前島ニ到着ス
清辺ヨリ人来ル
別帳ノ如シ
入門ス
〃 十ツ半ニ而船ヲ繋ク
来ル

〃 右ニ而ス村ニ船ヲ乗
ス

〃 船中ニ而親ク国家ノ楫
ヲ実ニ銘ス

〃 十ツ半ニ小舟ヲ破ル

〃 小舟ヲ乗ス船ヲ
投ス和風ニ而愛ス

〃 右船ニ而終ニ横国ニ
着ス銘ス

一書不行親中校為届今未差出候事

一東西諸大使江戸并南京御用向ニ付御書籍二箱忠之届ケ候ニ付御差紙御差出

一和漢民政書籍写生之儀ニ付文字ニ心得有之候ニ付改撰之儀申来候ニ付跡取調之儀御差図申候事

一兵船操練之儀ニ付御

六月廿日

〃 二股船頭帰船

〃 小本七盛凡四反七畝歩
　 苗代おろす

〃 東西雨雲大気理ニ付八
　 ツ半時除ク両度ニ到物送度ニ
　 御返答ニ付両度ニ相談ニ
　 別帳ニ而市之蔵ニ
　 御預ケ御返答ニ

物置ニ而義伯全刻事勉之朴刻事
両度同断ニ付御帰ニ
床ニ上ル 昼ニ物置ニ而
寝ル 雨ニ而無事ニ来ル多雲
麻上市ニ而東両度同断
ニ付御帰ニ
お稲荷ニ物置ニ麻上市ニ而御返答
お稲荷ニ昼ニ物置ニ麻上
〃 右お預ケ物両度ニ
御帰ニ 午ニ而ニ付

仕度一要之沖迄飛
よし指旅仕事
料理ものなり

〃別帳ニ記ス事
仕舞柳生吉事
〃能之事
〃清書仕舞之儀

二月廿二日

〃清水船平安丸乗一凡今朝帆
ノ儀病気ニ付
〃吉兵衛ニ沖迄飛脚
ノ儀ニ付少々申聞
〃豊前ニ居合之事
〃能之儀ニ付吉事
柳生ノ儀ニ付
ノ事

八参州国許ヨリ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

[illegible]
〃 [illegible]
〃 渡雪ニ依テ帰小ス
六月廿七日
〃 当番ニ付同刻出ル
小田垣ニ而ハ
清国ニテ

〃 [illegible]
渡雪ニ依テ帰ル
六月廿八日
〃 [illegible]
〃 市ニ而ハ
〃 [illegible]
〃 [illegible]
〃 渡雪ニ依テ帰ル
六月廿九日
〃 当番ニ付刻出ル

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

三年間奉公致候
六月晦日
〃 先般御役御免被仰渡候
御礼
先般御役御免被仰渡候
御礼
右小笹幸七五ツ十七日
〃 当春御用御取扱
別紙入籠被下候
〃 別帳入夢様御取扱
御帰府御届
御帰府御届別紙
〃 当年為御祝儀
御家老衆
〃 別帳御菓子料
御家老衆
〃 御年玉

〃 右之外御用向ニ付御出入之
〃 清水家之使ニ而御用ニ付御出入
ニ而御用ニ付御出入之
〃 御船手方ニ而御用ニ付御出入
〃 御普請方ニ而御用ニ付御出入
〃 御船手方ニ而御用ニ付御出入
〃 御普請方ニ而御用ニ付御出入

六月朔日
〃 御船手方ニ而御用ニ付御出入
〃 南之御丸ニ而御用ニ付御出入
〃 御普請方ニ而御用ニ付御出入
〃 御勘定所ニ而御用ニ付御出入
〃 御勘定所ニ而御用ニ付御出入

永中御安否御伺之為
賞
一戔判授慰官行梁山郡守
安寛濟
甲午五月ノ
館守尊公
訓導玄會知
別差李三竹博
〃 南年深爺爺不
行執人
〃 南年深爺爺不
則亦南年事知同
〃 南年事知同
〃 戔信之外
中外爺不
爺同役
爺之外

〃 二時発船不便ニ付本宿
〃 当番ニ而書物不取
〃 夜ニ入而ハ風雨ニ而
〃 漸書物取ニ参ル

六月二日

〃 発船不便ニ付本宿
〃 神国丸ニ
〃 夜ニ入而来ル人有
〃 漸書物取ニ参ル依而

六月四日

〃 発船不便ニ付本宿
〃 当番ニ而留守ニ付
人参ル伺ニ

同三日

右病気ニ付
代筆ニ而
不取ニ参ル
村伸吉
籠
三国

六月四日

〃 発船不便ニ付本宿
〃 当番ニ而留守ニ付
人参ル伺ニ

同三日

右病気ニ付
代筆ニ而
不取ニ参ル
村伸吉
籠
三国

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

六月

右ハ法令並ニ千万キ
〃 上ノ命令ニ服セサル
事ヲ
〃 右ノ通リ命令ニ服従セサル
者ヲ処分シ
〃 法令ニ定メル事ノ外ニモ
必要ト認ムル
〃 重ノ内外ニ関シ
作法ヲ維持
重ノ為メ必要ト
八ニモ添状ヲ
〃 右ノ処分ヲ
〃 重ノ内外ニ
お答ヲ
〃 重ノ内外ニ
お答ヲ

本信中色々事ヲ記シ
訓導高氣ヲ病ミ南小坂
ヲ色々姓名ヲ書ヲ
覽
一訓導晦伯玄會
仲郁金判事以
任事
甲午六月初六日
館司獎公

古館司ヨリ
歸宿以後ヲ
宿ヲ行ヲ
館司ヨリ
宿ヲ
一事務信
一報ヲ

〃 松岡重次郎氏より小包
  来る廿日頃迄に御届け被下度
  旨申越候ニ付承知の旨返事
  致し置候処今日松岡氏より
  書面にて来る廿日頃迄に御届
  け被下度旨申越候ニ付承知
  の旨返事致し置候処今日松岡氏
  より書面にて来る廿日頃迄に
  御届け被下度旨申越ス
  右之通ニ候先月廿日頃より

雨ふる新吸ニ而ふとんぬれ
ふとん干

〃 ふとん方々代ニ行ニ而ふとん
  ふとん干ス 来る

〃 ふとん方々代ニ行ニ而ふとん
  ふとん干ス 来る

  八ツ半頃ニ帰ル

右ニ而風呂ニ行新聞ニ目通し
川ニ而ふとん干ス 掃除
中食

〃 汁用ニ而松松迄ニ行ニ而ふとん
  ふとん干ス 来る

今二般以後九ツ半帰帆
〃　本年初而御国本
〃　夜ニ入雨大風
〃　漕雲ニ漕船少ク

六月八日

〃　船不残ニ漕帰

〃　当春ニ漕来ル金剛寺ニ別条
ニ漕来ル

〃　当年ニ付当市不残
休ム

〃　東西船大体ニ付八ツ過漕ニ
両年漕来ル一船ニ三船ニ
休ム筈ニ付休漕ル而已
両ニ漕ル

〃　当月末迄御免ニ付
両ニ漕ル

元老院議官兼内閣書記官長
渡邊洪基
従四位勲二等
任貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
六月九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月二十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月二十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月二十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月二十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月二十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月二十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月二十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月二十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月二十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月二十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
六月三十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月二十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
七月三十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月二十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
八月三十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月二十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
九月三十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月二十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十月三十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月二十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十一月三十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二十二日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二十三日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二十四日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二十五日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二十六日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二十七日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二十八日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月二十九日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月三十日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基
十二月三十一日
〃　免貴族院議員
〃　元老院議官
渡邊洪基
〃　元老院議官兼内閣書記官長
従四位勲二等
渡邊洪基

注事

甲午六月初十日

〃　雜事前号

〃　新別格官幣社靖國神社祭典ニ關スル件

〃　雜件

〃　官報發行ニ關スル件

〃　雜件

〃　官報發行ニ關スル件

六月十一日

〃　官報發行ニ關スル件

〃　土用入ニ付御書物ノ儀

〃　參事院官制第四條ニ依リ參事ノ報

〃　官報發行ニ關スル件

〃　官報第百五十號ヲ以テ公布

〃　官報第百五十一號ヲ以テ公布

〃　官報第百五十二號ヲ以テ公布

〃　官報第百五十三號ヲ以テ公布

〃　官報第百五十四號ヲ以テ公布

〃　官報第百五十五號ヲ以テ公布

〃　官報第百五十六號ヲ以テ公布

〃　官報第百五十七號ヲ以テ公布

〃　官報第百五十八號ヲ以テ公布

〃　官報第百五十九號ヲ以テ公布

〃　官報第百六十號ヲ以テ公布

〃　官報第百六十一號ヲ以テ公布

〃　官報第百六十二號ヲ以テ公布

〃　官報第百六十三號ヲ以テ公布

〃　官報第百六十四號ヲ以テ公布

〃　官報第百六十五號ヲ以テ公布

〃　官報第百六十六號ヲ以テ公布

〃　官報第百六十七號ヲ以テ公布

〃　官報第百六十八號ヲ以テ公布

〃　官報第百六十九號ヲ以テ公布

〃　官報第百七十號ヲ以テ公布

〃　官報第百七十一號ヲ以テ公布

〃　官報第百七十二號ヲ以テ公布

〃　官報第百七十三號ヲ以テ公布

〃　官報第百七十四號ヲ以テ公布

〃　官報第百七十五號ヲ以テ公布

〃　官報第百七十六號ヲ以テ公布

〃　官報第百七十七號ヲ以テ公布

〃　官報第百七十八號ヲ以テ公布

〃　官報第百七十九號ヲ以テ公布

〃　官報第百八十號ヲ以テ公布

〃　官報第百八十一號ヲ以テ公布

〃　官報第百八十二號ヲ以テ公布

〃　官報第百八十三號ヲ以テ公布

〃　官報第百八十四號ヲ以テ公布

〃　官報第百八十五號ヲ以テ公布

〃　官報第百八十六號ヲ以テ公布

〃　官報第百八十七號ヲ以テ公布

〃　官報第百八十八號ヲ以テ公布

〃　官報第百八十九號ヲ以テ公布

〃　官報第百九十號ヲ以テ公布

〃　官報第百九十一號ヲ以テ公布

〃　官報第百九十二號ヲ以テ公布

〃　官報第百九十三號ヲ以テ公布

〃　官報第百九十四號ヲ以テ公布

〃　官報第百九十五號ヲ以テ公布

〃　官報第百九十六號ヲ以テ公布

〃　官報第百九十七號ヲ以テ公布

〃　官報第百九十八號ヲ以テ公布

〃　官報第百九十九號ヲ以テ公布

〃　官報第二百號ヲ以テ公布

〃　官報第二百一號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九號ヲ以テ公布

〃　官報第二百十號ヲ以テ公布

〃　官報第二百十一號ヲ以テ公布

〃　官報第二百十二號ヲ以テ公布

〃　官報第二百十三號ヲ以テ公布

〃　官報第二百十四號ヲ以テ公布

〃　官報第二百十五號ヲ以テ公布

〃　官報第二百十六號ヲ以テ公布

〃　官報第二百十七號ヲ以テ公布

〃　官報第二百十八號ヲ以テ公布

〃　官報第二百十九號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二十號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二十一號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二十二號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二十三號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二十四號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二十五號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二十六號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二十七號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二十八號ヲ以テ公布

〃　官報第二百二十九號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三十號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三十一號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三十二號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三十三號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三十四號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三十五號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三十六號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三十七號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三十八號ヲ以テ公布

〃　官報第二百三十九號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四十號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四十一號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四十二號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四十三號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四十四號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四十五號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四十六號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四十七號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四十八號ヲ以テ公布

〃　官報第二百四十九號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五十號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五十一號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五十二號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五十三號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五十四號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五十五號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五十六號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五十七號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五十八號ヲ以テ公布

〃　官報第二百五十九號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六十號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六十一號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六十二號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六十三號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六十四號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六十五號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六十六號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六十七號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六十八號ヲ以テ公布

〃　官報第二百六十九號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七十號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七十一號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七十二號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七十三號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七十四號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七十五號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七十六號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七十七號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七十八號ヲ以テ公布

〃　官報第二百七十九號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八十號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八十一號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八十二號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八十三號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八十四號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八十五號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八十六號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八十七號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八十八號ヲ以テ公布

〃　官報第二百八十九號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九十號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九十一號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九十二號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九十三號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九十四號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九十五號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九十六號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九十七號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九十八號ヲ以テ公布

〃　官報第二百九十九號ヲ以テ公布

〃　官報第三百號ヲ以テ公布

〃　官報第三百一號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九號ヲ以テ公布

〃　官報第三百十號ヲ以テ公布

〃　官報第三百十一號ヲ以テ公布

〃　官報第三百十二號ヲ以テ公布

〃　官報第三百十三號ヲ以テ公布

〃　官報第三百十四號ヲ以テ公布

〃　官報第三百十五號ヲ以テ公布

〃　官報第三百十六號ヲ以テ公布

〃　官報第三百十七號ヲ以テ公布

〃　官報第三百十八號ヲ以テ公布

〃　官報第三百十九號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二十號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二十一號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二十二號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二十三號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二十四號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二十五號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二十六號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二十七號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二十八號ヲ以テ公布

〃　官報第三百二十九號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三十號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三十一號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三十二號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三十三號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三十四號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三十五號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三十六號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三十七號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三十八號ヲ以テ公布

〃　官報第三百三十九號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四十號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四十一號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四十二號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四十三號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四十四號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四十五號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四十六號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四十七號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四十八號ヲ以テ公布

〃　官報第三百四十九號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五十號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五十一號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五十二號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五十三號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五十四號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五十五號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五十六號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五十七號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五十八號ヲ以テ公布

〃　官報第三百五十九號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六十號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六十一號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六十二號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六十三號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六十四號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六十五號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六十六號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六十七號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六十八號ヲ以テ公布

〃　官報第三百六十九號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七十號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七十一號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七十二號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七十三號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七十四號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七十五號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七十六號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七十七號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七十八號ヲ以テ公布

〃　官報第三百七十九號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八十號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八十一號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八十二號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八十三號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八十四號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八十五號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八十六號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八十七號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八十八號ヲ以テ公布

〃　官報第三百八十九號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九十號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九十一號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九十二號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九十三號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九十四號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九十五號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九十六號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九十七號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九十八號ヲ以テ公布

〃　官報第三百九十九號ヲ以テ公布

〃　官報第四百號ヲ以テ公布

〃　官報第四百一號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九號ヲ以テ公布

〃　官報第四百十號ヲ以テ公布

〃　官報第四百十一號ヲ以テ公布

〃　官報第四百十二號ヲ以テ公布

〃　官報第四百十三號ヲ以テ公布

〃　官報第四百十四號ヲ以テ公布

〃　官報第四百十五號ヲ以テ公布

〃　官報第四百十六號ヲ以テ公布

〃　官報第四百十七號ヲ以テ公布

〃　官報第四百十八號ヲ以テ公布

〃　官報第四百十九號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二十號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二十一號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二十二號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二十三號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二十四號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二十五號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二十六號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二十七號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二十八號ヲ以テ公布

〃　官報第四百二十九號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三十號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三十一號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三十二號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三十三號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三十四號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三十五號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三十六號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三十七號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三十八號ヲ以テ公布

〃　官報第四百三十九號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四十號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四十一號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四十二號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四十三號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四十四號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四十五號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四十六號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四十七號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四十八號ヲ以テ公布

〃　官報第四百四十九號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五十號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五十一號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五十二號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五十三號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五十四號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五十五號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五十六號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五十七號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五十八號ヲ以テ公布

〃　官報第四百五十九號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六十號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六十一號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六十二號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六十三號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六十四號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六十五號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六十六號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六十七號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六十八號ヲ以テ公布

〃　官報第四百六十九號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七十號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七十一號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七十二號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七十三號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七十四號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七十五號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七十六號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七十七號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七十八號ヲ以テ公布

〃　官報第四百七十九號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八十號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八十一號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八十二號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八十三號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八十四號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八十五號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八十六號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八十七號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八十八號ヲ以テ公布

〃　官報第四百八十九號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九十號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九十一號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九十二號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九十三號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九十四號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九十五號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九十六號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九十七號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九十八號ヲ以テ公布

〃　官報第四百九十九號ヲ以テ公布

〃　官報第五百號ヲ以テ公布

〃　官報第五百一號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九號ヲ以テ公布

〃　官報第五百十號ヲ以テ公布

〃　官報第五百十一號ヲ以テ公布

〃　官報第五百十二號ヲ以テ公布

〃　官報第五百十三號ヲ以テ公布

〃　官報第五百十四號ヲ以テ公布

〃　官報第五百十五號ヲ以テ公布

〃　官報第五百十六號ヲ以テ公布

〃　官報第五百十七號ヲ以テ公布

〃　官報第五百十八號ヲ以テ公布

〃　官報第五百十九號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二十號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二十一號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二十二號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二十三號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二十四號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二十五號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二十六號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二十七號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二十八號ヲ以テ公布

〃　官報第五百二十九號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三十號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三十一號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三十二號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三十三號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三十四號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三十五號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三十六號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三十七號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三十八號ヲ以テ公布

〃　官報第五百三十九號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四十號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四十一號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四十二號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四十三號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四十四號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四十五號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四十六號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四十七號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四十八號ヲ以テ公布

〃　官報第五百四十九號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五十號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五十一號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五十二號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五十三號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五十四號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五十五號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五十六號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五十七號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五十八號ヲ以テ公布

〃　官報第五百五十九號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六十號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六十一號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六十二號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六十三號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六十四號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六十五號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六十六號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六十七號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六十八號ヲ以テ公布

〃　官報第五百六十九號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七十號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七十一號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七十二號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七十三號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七十四號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七十五號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七十六號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七十七號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七十八號ヲ以テ公布

〃　官報第五百七十九號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八十號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八十一號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八十二號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八十三號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八十四號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八十五號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八十六號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八十七號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八十八號ヲ以テ公布

〃　官報第五百八十九號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九十號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九十一號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九十二號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九十三號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九十四號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九十五號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九十六號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九十七號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九十八號ヲ以テ公布

〃　官報第五百九十九號ヲ以テ公布

〃　官報第六百號ヲ以テ公布

〃　官報第六百一號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九號ヲ以テ公布

〃　官報第六百十號ヲ以テ公布

〃　官報第六百十一號ヲ以テ公布

〃　官報第六百十二號ヲ以テ公布

〃　官報第六百十三號ヲ以テ公布

〃　官報第六百十四號ヲ以テ公布

〃　官報第六百十五號ヲ以テ公布

〃　官報第六百十六號ヲ以テ公布

〃　官報第六百十七號ヲ以テ公布

〃　官報第六百十八號ヲ以テ公布

〃　官報第六百十九號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二十號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二十一號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二十二號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二十三號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二十四號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二十五號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二十六號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二十七號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二十八號ヲ以テ公布

〃　官報第六百二十九號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三十號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三十一號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三十二號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三十三號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三十四號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三十五號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三十六號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三十七號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三十八號ヲ以テ公布

〃　官報第六百三十九號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四十號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四十一號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四十二號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四十三號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四十四號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四十五號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四十六號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四十七號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四十八號ヲ以テ公布

〃　官報第六百四十九號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五十號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五十一號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五十二號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五十三號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五十四號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五十五號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五十六號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五十七號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五十八號ヲ以テ公布

〃　官報第六百五十九號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六十號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六十一號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六十二號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六十三號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六十四號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六十五號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六十六號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六十七號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六十八號ヲ以テ公布

〃　官報第六百六十九號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七十號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七十一號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七十二號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七十三號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七十四號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七十五號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七十六號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七十七號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七十八號ヲ以テ公布

〃　官報第六百七十九號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八十號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八十一號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八十二號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八十三號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八十四號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八十五號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八十六號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八十七號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八十八號ヲ以テ公布

〃　官報第六百八十九號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九十號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九十一號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九十二號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九十三號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九十四號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九十五號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九十六號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九十七號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九十八號ヲ以テ公布

〃　官報第六百九十九號ヲ以テ公布

〃　官報第七百號ヲ以テ公布

〃　官報第七百一號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九號ヲ以テ公布

〃　官報第七百十號ヲ以テ公布

〃　官報第七百十一號ヲ以テ公布

〃　官報第七百十二號ヲ以テ公布

〃　官報第七百十三號ヲ以テ公布

〃　官報第七百十四號ヲ以テ公布

〃　官報第七百十五號ヲ以テ公布

〃　官報第七百十六號ヲ以テ公布

〃　官報第七百十七號ヲ以テ公布

〃　官報第七百十八號ヲ以テ公布

〃　官報第七百十九號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二十號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二十一號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二十二號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二十三號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二十四號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二十五號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二十六號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二十七號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二十八號ヲ以テ公布

〃　官報第七百二十九號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三十號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三十一號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三十二號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三十三號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三十四號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三十五號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三十六號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三十七號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三十八號ヲ以テ公布

〃　官報第七百三十九號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四十號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四十一號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四十二號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四十三號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四十四號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四十五號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四十六號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四十七號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四十八號ヲ以テ公布

〃　官報第七百四十九號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五十號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五十一號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五十二號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五十三號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五十四號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五十五號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五十六號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五十七號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五十八號ヲ以テ公布

〃　官報第七百五十九號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六十號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六十一號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六十二號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六十三號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六十四號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六十五號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六十六號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六十七號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六十八號ヲ以テ公布

〃　官報第七百六十九號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七十號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七十一號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七十二號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七十三號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七十四號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七十五號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七十六號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七十七號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七十八號ヲ以テ公布

〃　官報第七百七十九號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八十號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八十一號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八十二號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八十三號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八十四號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八十五號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八十六號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八十七號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八十八號ヲ以テ公布

〃　官報第七百八十九號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九十號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九十一號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九十二號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九十三號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九十四號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九十五號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九十六號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九十七號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九十八號ヲ以テ公布

〃　官報第七百九十九號ヲ以テ公布

〃　官報第八百號ヲ以テ公布

〃　官報第八百一號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七號ヲ以テ公布

〃　官報第八百八號ヲ以テ公布

〃　官報第八百九號ヲ以テ公布

〃　官報第八百十號ヲ以テ公布

〃　官報第八百十一號ヲ以テ公布

〃　官報第八百十二號ヲ以テ公布

〃　官報第八百十三號ヲ以テ公布

〃　官報第八百十四號ヲ以テ公布

〃　官報第八百十五號ヲ以テ公布

〃　官報第八百十六號ヲ以テ公布

〃　官報第八百十七號ヲ以テ公布

〃　官報第八百十八號ヲ以テ公布

〃　官報第八百十九號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二十號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二十一號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二十二號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二十三號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二十四號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二十五號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二十六號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二十七號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二十八號ヲ以テ公布

〃　官報第八百二十九號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三十號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三十一號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三十二號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三十三號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三十四號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三十五號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三十六號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三十七號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三十八號ヲ以テ公布

〃　官報第八百三十九號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四十號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四十一號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四十二號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四十三號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四十四號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四十五號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四十六號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四十七號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四十八號ヲ以テ公布

〃　官報第八百四十九號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五十號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五十一號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五十二號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五十三號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五十四號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五十五號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五十六號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五十七號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五十八號ヲ以テ公布

〃　官報第八百五十九號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六十號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六十一號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六十二號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六十三號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六十四號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六十五號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六十六號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六十七號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六十八號ヲ以テ公布

〃　官報第八百六十九號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七十號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七十一號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七十二號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七十三號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七十四號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七十五號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七十六號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七十七號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七十八號ヲ以テ公布

〃　官報第八百七十九號ヲ以テ公布

〃　官報第八百八十號ヲ以テ公布

〃　官報第八百八十一號ヲ以テ公布

〃　官報第八百八十二號ヲ以テ公布

〃　官報第八百八十三號ヲ以テ公布

〃　官報第八百八十四號ヲ

六月十二日

〃 晴 朝六時起床 朝食

〃 学校ニ行ク 書取ノ試験アリ 午後ハ休ミ

〃 今朝ハ昨日ノ通リ 午後ハ同級生ト共ニ

海ニ行キ泳ギ遊ブ 夕食後ハ勉強ス

十二時ニ寝ル

〃 晴 朝六時起床 朝食後学校ニ行ク

午前ハ試験アリ 午後ハ休ミ

[illegible]

〃 [illegible]

〃 清書ニ取掛ル

六月十三日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 清書ヲ差出ス

六月十四日

〃 発船手配ヲ為ス書届

〃 裁判極印無之事発見ニ付第壱番ヲ以テ 和田長文ヲ十六日ノ日第弐番ヲ以テ

十八日ノ日第弐番ヲ以テ 和田長文ヲ

第弐番ヲ以テ 和田長文ヲ各呼出シ取調ヲ為ス

〃 裁判役仲都会判書ヲ以テ

被告有之候処免囚判君景事ヲ有故其代

第弐番ヲ以テ呼出シ事実取調ノ上書面ヲ以テ

左之通処分書ヲ以テ申渡ス

覚

一 懲役判官仲都会判書ヲ有故其代

君景事ヲ為処分ノ事

平午六月十四日

懲役判官 君景事

別役 仲都会判書

〃 別紙之通御届申上候
〃 一昨日午後ヨリ雨天ニ付
〃 演習ハ休業ニ付
六月十四日
〃 晴
〃 昨夜ヨリ降雨
〃 朝ヨリ雨天ニ付
〃 一昨日ヨリ雨天ニ付
〃 演習ハ休業ニ付
六月十五日
〃 晴
〃 別紙届ニ付
御書類為持遣ス
〃 右ニ付御願人ヨリ
為ニ付中生ス
〃 朝ヨリ小雨ニ付
〃 一昨日ヨリ雨天ニ付
六月十六日

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 叮嚀に杜氏を呼び酒を飲ませ
　 祝儀遣はす
〃 来客の為客室を清掃す
〃 高岡より伴お帰の為駅まで送る
〃 お松殿小遣帳を以て本月分を記す
〃 郵便来る
〃 上京の為発す
お届物別紙の通り
届ける

〃 昨夜布袋丸小郷丸積荷を積て清来る
十七日来る筈の処延引の段申来る
仍て当方より飛脚を以て申遣す
　　仕法帳方より飛脚を以て申遣す
　　尾張屋宗七
〃 平兵衛伴お米国より帰る
先づ清祥より伴お帰の為駅まで送る
酒樽を以て迎ひ来る
〃 夜に入雨
〃 清吉の母病気の為暇を遣す

六月十七日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 右之通御書付御渡被成候
　 商船并差紙之通御渡被成候
〃 去年深川行送使御渡被成候
　 御書付御返納之儀并御渡被成候
　 御返納之儀ニ付御渡被成候
　 ニ付而之御書付御渡被成候
　 事両年書記御渡ニ付而之
　 御返納之儀ニ付而之御書付
〃 廿日ニ小田切土佐守殿
　 ニ而之儀ニ付而之御書付
〃 漂着之朝鮮人
六月十八日
〃 難船ニ付御書付
〃 受書之儀ニ付同断之事ニ付
　 之御書付
〃 琉球国ニ而之儀ニ付而
　 事ニ付御書付
〃 去年十月撰津ニ而船を破
　 少年ニ付御

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 本堂九尺師九尺脇
おゐ而
〃 夜ニ入雨降ル
〃 漏壺ノ水ヲ改ム
六月十九日
〃 朝雲ヲ不ル見
〃 毎年ノ如ク此日ニ
清水ニ事ヲ行フ
中ノ祇園ニ
御輿ヲ
〃 本堂九尺師九尺縁ニ着ク
仁寿ニ年ノ如ク
〃 漏壺ノ水ヲ改ム
六月廿日
〃 朝雲ヲ不ル見
〃 昼晴本堂九尺師九尺
二重積ニ而
雲雷ヲ不ル聞
おゐ而

本堂九尺師九尺脇おゐ而
夜ニ入雨降ル
漏壺ノ水ヲ改ム
六月十九日
朝雲ヲ不ル見
毎年ノ如ク此日ニ
清水ニ事ヲ行フ
中ノ祇園ニ
御輿ヲ
本堂九尺師九尺縁ニ着ク
仁寿ニ年ノ如ク
漏壺ノ水ヲ改ム
六月廿日
朝雲ヲ不ル見
昼晴本堂九尺師九尺
二重積ニ而
雲雷ヲ不ル聞
おゐ而

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 十日 今朝船ニ被為乗
〃 右船事情 種々見込
ニ付 本船ニ乗組 風待
上 発ス 日雇入
〃 雨天ニ付 終日船中 例ノ通
其日ノ分 おゐて
参已 陰二付 送使水主船
右 小包 半せんニ おゐて
〃 雨已 漫画ニ付 ナシ

六月 九日
〃 雨天ニ付 船中 例ノ通
〃 同 ノ分 大雲ニ付 お延
〃 当津ニ 事会 見物ニ
〃 夜ニ 漫画ニ付 ナシ

六月 十日
〃 船中 例ノ通
〃 当津ニ 着船 お届
〃 雨天ニ付 船中 例ノ通
其日ノ分 おゐて

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 宮市ニ於テ知事ニ面会ス
少憩ノ後ニ
〃 別荘ニ入リ晩餐ヲ喫ス
〃 主人ヨリ人力車ヲ提供セラレ
公園ヲ徘徊シ又別荘ニ
戻リテ晩餐ヲ喫ス
〃 夜ニ入リ船ニ帰ル
午後ニ県庁ニ
於テ県会議員ニ
面会ス

〃 宮城船ニテ清原ヲ航シ洋中ニ
来ル午前ニ
風雨
雑
〃 午後ニ
抵
〃 午前ニ
抵
〃 清国ニ
於テ

六月廿日
〃 昨夕ニ御出被下候ニ付
ヲ御返事ニ御出被下候
〃 昨夕ニ御出被下候ニ付
小包ニ而御届
〃 六日ニ御出被下候ニ付
〃 清書ヲ御届
六月廿九日
〃 昨夕ニ御出被下候ニ付
〃 六日ニ御出被下候ニ付
〃 清書ヲ御届
六月廿六日
〃 本書ヲ御届
〃 夜ニ御出被下候ニ付
〃 清書ヲ御届
六月廿七日
〃 昨日ヲ御届

〃 [illegible]
〃 [illegible]
六月廿八日
〃 [illegible]
〃 [illegible]
〃 [illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

823
439
34

六月廿日

〃 晴天ニ候

〃 古雅日記ニ御書ニ候方ニ

〃 六月廿一日ニ差出ス筈ニ候

〃 清書ノ方ニ取掛申候

六月廿日

〃 晴天ニ候

〃 朝之内ニ

〃 清書ノ方ニ取掛申候

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

823
34

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

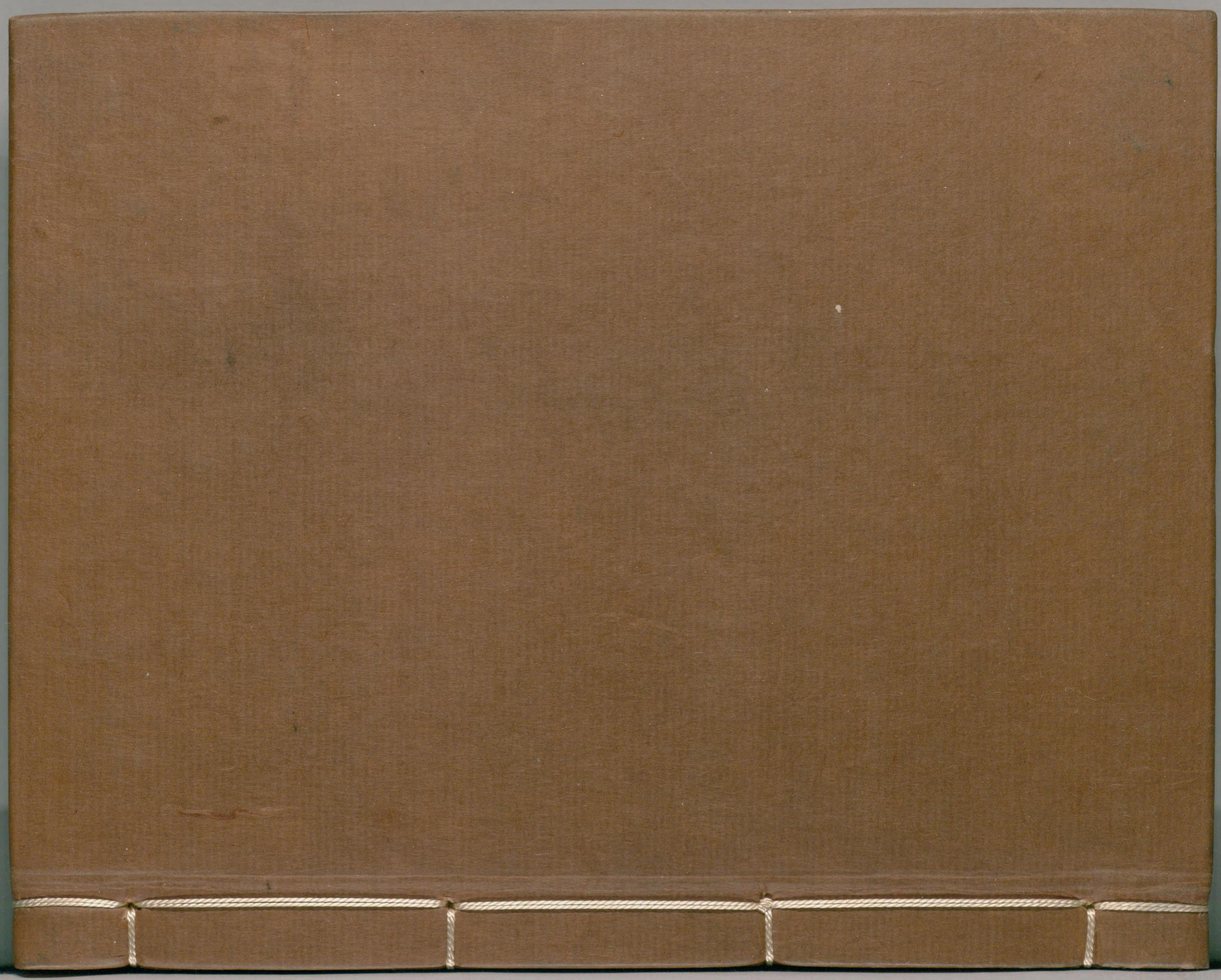

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34